

○福岡県クリーニング業法施行条例

平成十四年十月十八日

福岡県条例第六十二号

福岡県クリーニング業法施行条例をここに公布する。

福岡県クリーニング業法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。)

第三条第三項第六号に規定する営業者が講ずべき措置について定めるものとする。

(平一六条例五九・一部改正)

(営業者が講ずべき措置)

第二条 営業者が講ずべき措置は、次のとおりとする。

一 クリーニング所は、住居及び他の営業の用に供する施設と区画し、洗たく物を処理する用途以外の用途に供しないこと。

二 クリーニング所は、食品の販売又は調理等を行う営業の用に供する施設と隔壁等により区分すること。ただし、洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所においては、衛生の保持に支障のない範囲で開放部分を設けることができる。

三 クリーニング所の広さは、洗たく物の処理及び衛生の保持のため十分なものであること。

四 クリーニング所は、採光、照明及び換気を十分に行うことができる構造及び設備とすること。この場合において、特に、有機溶剤を使用して洗たく、しみ抜き等を行うクリーニング所にあつては、機械換気設備を設けること。

五 クリーニング所には、洗たく物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事する者の手指を消毒するための設備を設けること。

六 クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)第一条に規定する洗たく物を取り扱うクリーニング所にあつては、当該洗たく物を他の洗たく物と区分して処理するための専用の容器又は場所を設けるとともに、その使用の区分を表示すること。この場合において、当該容器又は場所については、使用の都度、消毒すること。

七 洗場の内壁は、不浸透性材料で造られている場合を除き、床面から少なくとも一メートルの高さまで不浸透性材料で覆うこと。

八 洗場には、洗たく及び消毒に必要な洗剤、溶剤、薬品等を整理するための容器又は戸棚を設けること。

九 クリーニング業法施行規則第一条に規定する洗たく物を運搬する業務用の車両にあつては、当該洗たく物を他の洗たく物と区分するための専用の容器を備えるとともに、その使用の区分を表示すること。この場合において、当該容器については、使用の都度、消毒すること。

十 洗たくの終わらない洗たく物を取り扱う業務に従事する者については、当該業務の終了後手洗いをさせるとともに、必要に応じて手指を消毒させること。

十一 溶剤、しみ抜き薬剤、消毒剤等は、それぞれ品名を表示して、専用の戸棚、保管庫等に保管すること。

十二 有機溶剤を使用して洗たくを行うときは、当該洗たく物を乾燥機その他の乾燥設備内で、有機溶剤の種類に応じた適切な温度で十分に乾燥させること。

(平一六条例五九・一部改正)

附 則

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成一六年条例第五九号)

この条例は、公布の日から施行する。